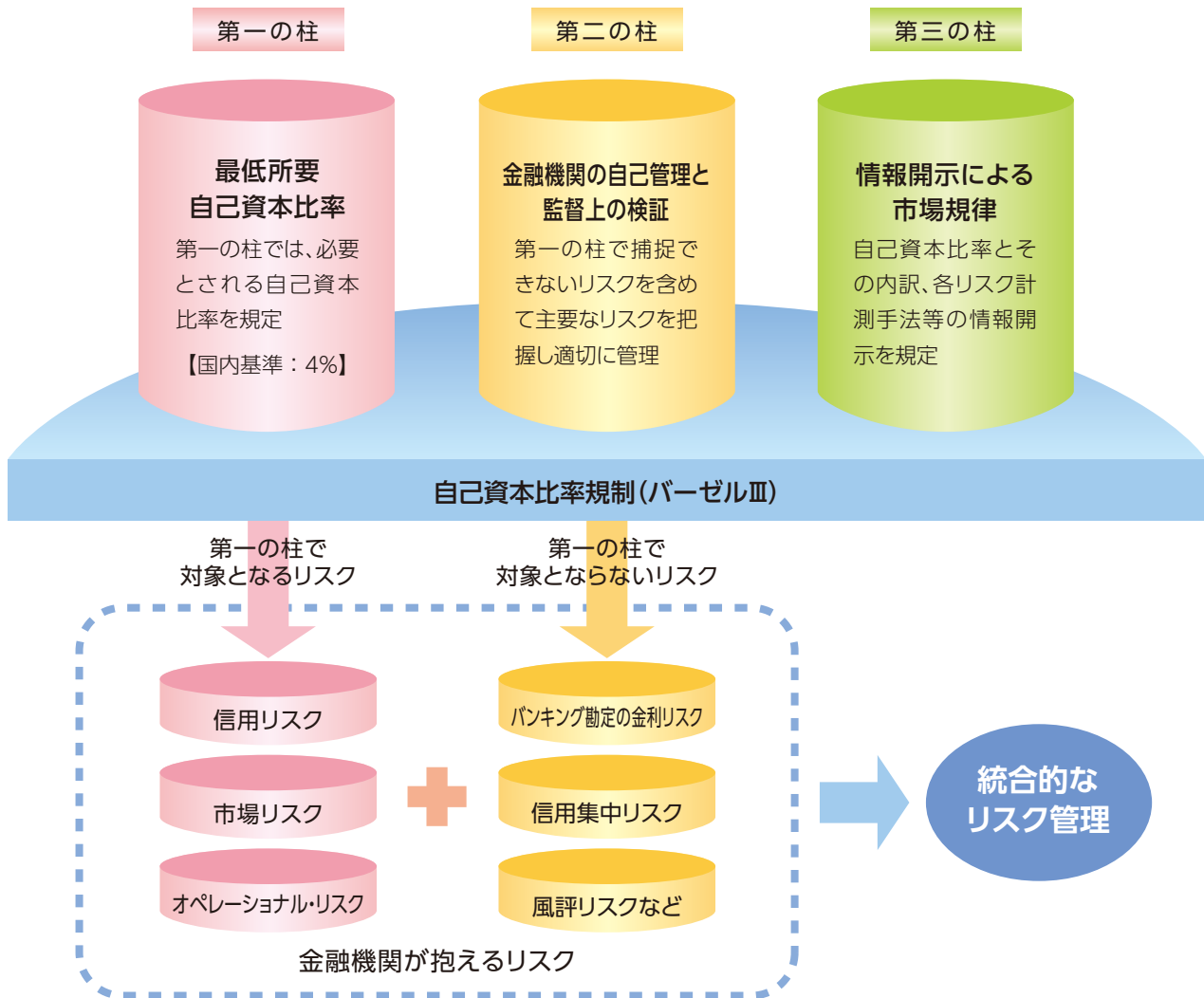


自己資本比率規制（バーゼルⅢ・国内基準）

自己資本比率規制バーゼルⅢ（国内基準）では、最低自己資本比率（4%）を維持する一方、自己資本の質の向上が求められています。国内基準では、計算上これまで分子に算入していた劣後債などを除外し、損失を吸収できる質の高い資本のみで構成される資本（コア資本）を分子として計算します。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る控除項目の額）}}{\text{信用リスク・アセット額の合計額 + オペレーショナルリスク}}$$



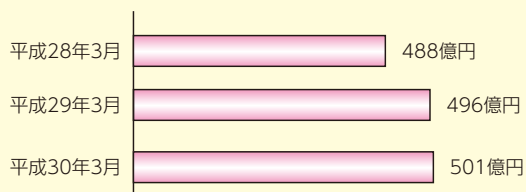
自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当在庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、国内のみで事業を行う金融機関に必要とされる自己資本比率4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる業務運営方針に基づいた業務活動から得られる利益による堅実な資本の積み上げを考えております。

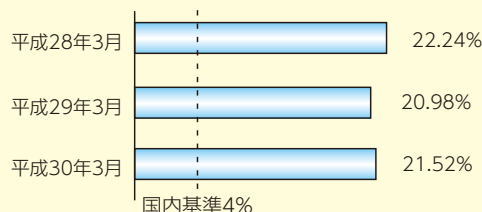
自己資本の状況について

自己資本額は、利益の積みあげにより 554 百万円増加しました。加えて、リスク・アセットが 3,353 百万円減少したことにより、平成 30 年 3 月期の自己資本比率は平成 29 年 3 月期の 20.98%から 0.54 ポイント上昇し、21.52%となりました。

〈自己資本額の推移〉



〈自己資本比率の推移〉



自己資本調達手段の概要

自己資本は、「自己資本の構成に関する事項」で記載の通り、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。具体的には会員の皆さまからの普通出資金のほか当金庫が永年にわたって積立ててきた利益剰余金が該当します。

自己資本の構成に関する事項

自己資本比率(単体)

(単位：百万円、%)

項 目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,424		50,080	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,316		1,315	
うち、利益剰余金の額	48,174		48,832	
うち、外部流出予定額(△)	65		65	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△2	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	205		108	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	205		108	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	21		18	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	49,652		50,206	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24	16	24	6
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	16	24	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24		24	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	49,628		50,182	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	224,981		222,233	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△26,577		△15,557	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	16		6	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△26,663		△15,633	
うち、上記以外に該当するものの額	69		69	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,468		10,863	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	236,449		233,096	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.98%		21.52%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しており、告示で使用が認められている経過措置を適用しております。

連結の範囲に関する事項

当金庫では、子会社はその資産・売上高等からみて、当金庫の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものと認められるため、連結財務諸表は作成していませんが、自己資本比率告示に基づき連結自己資本比率を算出する範囲に含めております。子会社は「淡信実業株式会社」1社であり、当金庫の不動産管理等を行っております。また、資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

自己資本の構成に関する事項

自己資本比率(連結)

(単位:百万円、%)

項 目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,432		50,088	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,316		1,315	
うち、利益剰余金の額	48,182		48,841	
うち、外部流出予定額(△)	65		65	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△2	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	205		108	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	205		108	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	21		18	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	49,660		50,215	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	24	16	24	6
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	24	16	24	6
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24		24	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	49,636		50,190	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	224,971		222,223	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△26,577		△15,557	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)	16		6	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△26,663		△15,633	
うち、上記以外に該当するものの額	69		69	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,469		10,864	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	236,440		233,088	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.99%		21.53%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しており、告示で使用が認められている経過措置を適用しております。

その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ございません

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度(単体)

(単位: 百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	224,981	8,999	222,233	8,889
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	251,551	10,062	237,783	9,511
現金	-	-	-	-
ソブリン向け	1,744	69	2,028	81
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,090	1,883	47,692	1,907
法人等向け	57,470	2,298	59,069	2,362
中小企業等向け及び個人向け	22,198	887	21,417	856
抵当権付住宅ローン	1,836	73	1,837	73
不動産取得等事業向け	8,890	355	9,047	361
3カ月以上延滞等	159	6	76	3
取立未済手形	6	0	7	0
信用保証協会等による保証付	1,200	48	1,311	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	671	26	2,018	80
出資等のエクスポージャー	671	26	2,018	80
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	110,282	4,411	93,277	3,731
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	97,555	3,902	80,848	3,233
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,723	108	2,723	108
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	643	25	646	25
上記以外のエクスポージャー	9,360	374	9,060	362
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	4	0	0	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	85	3	75	3
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△26,663	△1,066	△15,633	△625
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3	0	7	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,468	458	10,863	434
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	236,449	9,457	233,096	9,323

自己資本の充実度(連結)

(単位: 百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	224,971	8,998	222,223	8,888
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	251,541	10,061	237,773	9,510
現金	-	-	-	-
ソブリン向け	1,744	69	2,028	81
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,090	1,883	47,692	1,907
法人等向け	57,470	2,298	59,069	2,362
中小企業等向け及び個人向け	22,198	887	21,417	856
抵当権付住宅ローン	1,836	73	1,837	73
不動産取得等事業向け	8,890	355	9,047	361
3カ月以上延滞等	159	6	76	3
取立未済手形	6	0	7	0
信用保証協会等による保証付	1,200	48	1,311	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	661	26	2,008	80
出資等のエクスポージャー	661	26	2,008	80
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	110,282	4,411	93,277	3,731
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	97,555	3,902	80,848	3,233
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,723	108	2,723	108
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	643	25	646	25
上記以外のエクスポージャー	9,360	374	9,060	362
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	-	-	-	-
(うち再証券化)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	4	0	0	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	85	3	75	3
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△26,663	△1,066	△15,633	△625
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3	0	7	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,469	458	10,864	434
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	236,440	9,457	233,088	9,323

(注)

- 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会等のことです。
- 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

- オペレーショナル・リスク相当額は、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

- 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(単体)

<地域別・業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引				
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	
国 内	567,703	554,059	177,907	180,054	163,669	157,421	9	6	1,395	1,192	
国 外	42,936	65,018	—	—	26,936	47,018	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	610,640	619,078	177,907	180,054	190,606	204,440	9	6	1,395	1,192	
製 造 業	42,244	41,880	20,336	19,864	21,681	21,872	—	0	401	324	
農 業、林 業	252	235	252	235	—	—	—	—	—	—	
漁 業	489	490	489	490	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	12	13	12	13	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	10,585	10,668	10,385	10,468	200	200	—	—	15	46	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,101	5,018	898	1,016	2,203	4,001	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	5,486	5,916	395	335	5,075	5,566	—	—	—	—	
運 輸 業、郵 便 業	20,270	18,640	3,834	3,714	16,436	14,925	—	—	514	513	
卸 売 業、小 売 業	28,627	29,851	16,788	16,397	11,836	13,448	0	4	174	181	
金 融 業、保 険 業	279,373	276,678	13,346	13,365	51,423	61,192	8	1	—	—	
不 動 産 業	16,843	21,168	10,623	13,148	6,219	8,020	—	—	186	1	
物 品 賃 貸 業	40	33	40	33	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	54	54	54	54	—	—	—	—	—	—	
宿 泊 業	5,280	5,356	5,280	5,356	—	—	—	—	—	—	
飲 食 業	1,424	1,404	1,424	1,404	—	—	—	—	1	1	
生活関連サービス業、娯楽業	3,542	3,902	3,538	3,897	—	—	—	—	—	—	
教育、学 習 支 援 業	160	139	160	139	—	—	—	—	—	—	
医 療、福 祉	6,067	5,942	6,067	5,942	—	—	—	—	—	—	
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,166	2,184	2,144	2,162	—	—	—	—	82	110	
国・地方公共団体等	148,271	151,830	59,842	59,878	75,530	75,213	—	—	—	—	
個 人	21,989	22,136	21,989	22,136	—	—	—	—	18	12	
そ の 他	14,352	15,531	—	—	—	—	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	610,640	619,078	177,907	180,054	190,606	204,440	9	6	1,395	1,192	
延 滞	1,162	793	1,162	793	—	—	—	—	—	—	
1 年 以 下	147,296	182,688	25,885	22,261	14,624	11,149	9	6	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	119,727	83,430	10,066	18,632	21,960	27,998	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	66,001	58,008	23,068	19,488	41,432	36,020	—	—	—	—	
5 年 超 1 0 年 以 下	131,699	138,320	67,213	61,281	49,260	56,163	—	—	—	—	
1 0 年 超	106,304	121,973	45,477	51,978	60,827	69,994	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	38,448	33,863	5,033	5,618	2,500	3,114	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	610,640	619,078	177,907	180,054	190,606	204,440	9	6	—	—	

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、投資信託等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(連結)

<地域別・業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 内	567,693	554,049	177,907	180,054	163,669	157,421	9	6	1,395	1,192
国 外	42,936	65,018	-	-	26,936	47,018	-	-	-	-
地 域 別 合 計	610,630	619,068	177,907	180,054	190,606	204,440	9	6	1,395	1,192
製 造 業	42,244	41,880	20,336	19,864	21,681	21,872	-	0	401	324
農 業、林 業	252	235	252	235	-	-	-	-	-	-
漁 業	489	490	489	490	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	12	13	12	13	-	-	-	-	-	-
建 設 業	10,585	10,668	10,385	10,468	200	200	-	-	15	46
電気・ガス・熱供給・水道業	3,101	5,018	898	1,016	2,203	4,001	-	-	-	-
情 報 通 信 業	5,486	5,916	395	335	5,075	5,566	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	20,270	18,640	3,834	3,714	16,436	14,925	-	-	514	513
卸 売 業、小 売 業	28,627	29,851	16,788	16,397	11,836	13,448	0	4	174	181
金 融 業、保 険 業	279,373	276,678	13,346	13,365	51,423	61,192	8	1	-	-
不 動 産 業	16,843	21,168	10,623	13,148	6,219	8,020	-	-	186	1
物 品 賃 貸 業	40	33	40	33	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	54	54	54	54	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	5,280	5,356	5,280	5,356	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,424	1,404	1,424	1,404	-	-	-	-	1	1
生活関連サービス業、娯楽業	3,542	3,902	3,538	3,897	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	160	139	160	139	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	6,067	5,942	6,067	5,942	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,156	2,174	2,144	2,162	-	-	-	-	82	110
国・地方公共団体等	148,271	151,830	59,842	59,878	75,530	75,213	-	-	-	-
個 人	21,989	22,136	21,989	22,136	-	-	-	-	18	12
そ の 他	14,352	15,531	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	610,630	619,068	177,907	180,054	190,606	204,440	9	6	1,395	1,192
延 滞	1,162	793	1,162	793	-	-	-	-		
1 年 以 下	147,296	182,688	25,885	22,261	14,624	11,149	9	6		
1 年 超 3 年 以 下	119,727	83,430	10,066	18,632	21,960	27,998	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	66,001	58,008	23,068	19,488	41,432	36,020	-	-		
5 年 超 1 0 年 以 下	131,699	138,320	67,213	61,281	49,260	56,163	-	-		
1 0 年 超	106,304	121,973	45,477	51,978	60,827	69,994	-	-		
期間の定めのないもの	38,438	33,853	5,033	5,618	2,500	3,114	-	-		
残 存 期 間 別 合 計	610,630	619,068	177,907	180,054	190,606	204,440	9	6		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、投資信託等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(単体・連結)

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	256	205	—	256	205
	平成29年度	205	108	—	205	108
個別貸倒引当金	平成28年度	2,561	1,925	575	1,986	1,925
	平成29年度	1,925	1,663	32	1,893	1,663
合計	平成28年度	2,817	2,131	575	2,242	2,131
	平成29年度	2,131	1,771	32	2,098	1,771

※ 国外向けエクスポージャーについては、保有しているのが外国証券のみであり貸倒引当金は考慮する必要がないため、「地域別」の区分は省略しております。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等(単体・連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高		平成28年度	平成29年度
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度		
製造業	463	420	594	463	463	420	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	0	0	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	159	170	422	159	159	170	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	450	446	439	450	450	446	—	—
卸売業、小売業	289	299	666	289	289	299	8	—
金融業、保険業	4	—	4	4	4	—	—	—
不動産業	310	73	315	310	310	73	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	4	3	2	4	4	3	—	—
飲食業	2	1	1	2	2	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	4	4	3	4	4	4	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	113	114	2	113	113	114	—	—
その他のサービス	108	111	91	108	108	111	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	14	13	16	14	14	13	—	—
合計	1,925	1,663	2,561	1,925	1,925	1,663	8	—

※ 国外向けエクスポージャーについては、保有しているのが外国証券のみであり貸倒引当金・貸出金償却を考慮する必要がないため、「地域別」の区分は省略しております。

※ 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(単体)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	148,079	—	148,312
10%	—	27,017	—	31,601
20%	18,523	235,817	17,317	240,786
35%	—	5,359	—	5,381
50%	51,132	1,232	61,386	1,115
75%	—	27,071	—	25,099
100%	6,324	50,750	3,506	51,959
150%	—	45	—	13
250%	—	39,279	—	32,597
1,250%	—	—	—	—
その他	—	5	—	0
合計	610,640		619,078	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置により不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（連結）

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	148,079	—	148,312
10%	—	27,017	—	31,601
20%	18,523	235,817	17,317	240,786
35%	—	5,359	—	5,381
50%	51,132	1,232	61,386	1,115
75%	—	27,071	—	25,099
100%	6,324	50,740	3,506	51,949
150%	—	45	—	13
250%	—	39,279	—	32,597
1,250%	—	—	—	—
その他	—	5	—	0
合計	610,630		619,068	

- （注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置により不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクの定義

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、金融機関が保有する資産（オフバランス資産を含みます。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

信用リスク管理方針

当金庫では、信用リスクを的確に把握し厳正に管理するため、信用リスク管理要領を制定しています。また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方を貸出業務基本方針（クレジットポリシー）として定め、健全な倫理観にもとづいた行動および判断を行うよう周知徹底をはかっています。

当金庫では、審査部門を営業推進部門から明確に分離し、牽制機能が働くよう、それぞれ独立した機能を持たせる体制を構築しています。

全てのリスク管理に関する事項を協議、審議する機関としてリスク管理委員会を設置のうえ、信用リスク管理の担当部を審査部とし、信用リスクに関する状況を定期的にあるいは必要に応じリスク管理委員会へ報告する体制としています。また、資産の自己査定に関する事項を協議、審議する機関として資産査定委員会を設置しています。

信用リスク管理の手続き

審査部は、信用格付を参考として与信先ごとに信用リスクを管理しています。

信用格付は、財務情報の定量評価と財務面に表れない定性的な情報（経営能力や経営基盤など。）を評価することにより当該与信先の信用力の程度を12ランクに区分したものです。この与信先の信用格付は定期的、または必要に応じて、機動的に見直しを行っています。

また、審査部は与信ポートフォリオ全体を地域別、科目別、期間別、業種別、及び債務者区分別に分類し信用リスクの分散や変動の状況を管理しています。

貸倒引当金について

信用コストである貸倒引当金は、自己査定結果をもとに「償却・引当基準」によって適正な引当を行っております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、国内格付機関の日本格付研究所（JCR）又は格付投資情報センター（R&I）の2つの機関を採用しています。上記格付のないものは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）又はスタンダード・プアーズ（S&P）を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。



南あわじ市 玉ねぎ小屋



明石海峡でのしらす漁

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単体・連結）

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,282	1,999	8,120	9,265	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針

信用リスク削減手法とは、担保、保証、相殺契約等、信用リスクを軽減するための保全措置のことです。

当金庫は、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境等さまざまな角度から与信審査を行っており、保全措置を補完的な位置づけとしています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の手続き

当金庫が扱う担保としては当金庫預金、国債、上場会社株式等があります。

また、保証としてはしんきん保証基金があります。

当金庫は、担保・保証規程等を制定し、適正な評価・管理を行っています。また、当金庫は、期限の利益の喪失事由等が与信先に発生した場合に、基本契約にもとづき自金庫預金と貸出金等を相殺することを可能としており、自己資本比率の算出においても、この相殺効果を考慮して信用リスク・アセットを削減しています。

なお、当金庫においては、特定の事業会社、又は、業種に与信が集中しておらず、信用リスク削減手法の適用について懸念すべき集中リスクは生じておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（単体・連結）

（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	8	3
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
①派生商品取引合計	9	6	9	6
(I) 外国為替関連取引	9	6	9	6
(II) 金利関連取引	—	—	—	—
(III) 金関連取引	—	—	—	—
(IV) 株式関連取引	—	—	—	—
(V) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(VI) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(VII) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	9	6	9	6

（注）グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合】

原資産の合計額等

該当ございません

3か月以上延滞エクスポージャーの額等(原資産を構成するエクスポージャーに限る)

該当ございません

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当ございません

当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当ございません

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ございません

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) …… 該当ございません

b. 再証券化エクスポージャー …… 該当ございません

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) …… 該当ございません

b. 再証券化エクスポージャー …… 該当ございません

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当ございません

早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当ございません

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に

適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません

【投資家の場合】

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) …… 該当ございません

b. 再証券化エクスポージャー …… 該当ございません

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く) …… 該当ございません

b. 再証券化エクスポージャー …… 該当ございません

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用

されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ございません

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫における証券化取引の役割としては、オリジネーター並びに投資家があります。オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。一方、投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、当金庫は当期末において、オリジネーター・投資家として証券化エクスポージャーを保有しておりません。

自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品については、リスク特性やパフォーマンスにかかる情報を適時に把握できるようモニタリングする体制を整備しております。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

当金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ございません

当金庫の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引(当金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的区分基準による会計処理規程」及び、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、国内格付機関の日本格付研究所(JCR)又は格付投資情報センター(R&I)の2つの機関を採用しています。上記格付のないものは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)又はスタンダード・プアーズ(S&P)を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ございません

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法等に関するリスク管理要領をそれぞれのリスクについて定め、データの分析・評価を行いリスクの極小化に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、毎月の理事会に報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、自己資本比率規制で定められた手法のうち基礎的手法による計測を採用することとし、態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価(単体・連結)

(単位：百万円)

区 分	平成 2 8 年 度		平成 2 9 年 度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	86	86	16	16
非上場株式等	180	—	180	—
合 計	266	86	197	16

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託等は含んでいません。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額(単体・連結)

(単位：百万円)

	平成 2 8 年 度	平成 2 9 年 度
売 却 益	12	11
売 却 損	—	—
償 却	—	—

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額(単体・連結)

(単位：百万円)

	平成 2 8 年 度	平成 2 9 年 度
評 価 損 益	6	3

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(単体・連結)

(単位：百万円)

	平成 2 8 年 度	平成 2 9 年 度
評 価 損 益	—	—

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された保有限度額、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資産運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的区分基準による会計処理規程」及び、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

金利リスク(単体・連結)

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度		平成28年度	平成29年度
貸 出 金	1,520	1,927	定 期 性 預 金	△ 265	△ 401
有 価 証 券	2,058	4,076	要 求 払 預 金	△ 445	△ 508
預 け 金	270	174	そ の 他	△ 0	△ 0
コ ー ル ロ ー ン 等	0	0	調 達 勘 定 合 計	△ 711	△ 910
そ の 他	0	0			
運 用 勘 定 合 計	3,848	6,177			

銀行勘定の金利リスク	3,137	5,267
------------	-------	-------

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。
当金庫では保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1%タイル値・99%タイル値を金利ショックとして用い、銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では普通預金等の額の50%相当額を平均残存期間2.5年としてリスク量を算定していません。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク（5,267百万円）＝運用勘定の金利リスク量（6,177百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△910百万円）

金利リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測は「金利更改ラダー方式」です
ラダー方式は、全ての資産を金利更改ベースで計算します。各々の資産・負債はその残存／金利更改までの期間によって、金利リスク量が算出されます。
- ・コア預金
対 象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、
③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
満 期：平均残存期間2.5年
- ・金利感応資産・負債
預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅 99%タイル又は1%タイル値
(タイル値とは、計測値を順番に並べたうちの〇%目の値。99パーセンタイル値は99%目の値)
- ・リスク計測の頻度 月次（前月末基準）

信用集中リスクが自己資本比率に与える影響

(単位：百万円)

自己資本(A)	50,182	リスク・アセット(D)	233,096
大口要管理先以下非保全額(B)	767	自己資本比率	21.52%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本(C)=(A)-(B)	49,415	信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率(C)/(D)	21.19%

バーゼルⅢの第一の柱による自己資本比率算出の対象となっていないリスクとして、信用集中リスクがあります。当金庫では、大口与信先のうち、要管理先以下（要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）の与信先に対する債権について、非保全額（担保・保証によって回収が可能と認められる額及び貸倒引当金として計上した額を控除した残額）のすべてが損失になると仮定し、自己資本比率に与える影響を計測のうえ管理しています。

この仮定に基づく計測の結果、30年3月期における自己資本比率は21.52%から21.19%と0.33ポイント低下しますが、国内のみで事業を営む金融機関に求められる自己資本比率4%を大きく上回っているため、経営の健全性について問題はないものと考えております。

用語解説

本文中で説明がなされていない用語について解説します。

コア資本

金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、返済の必要がない資本を指す。

従来のバーゼルⅡでは、資本を「基本的項目 (Tier1)」、「補完的項目 (Tier2)」に分類していたが、平成26年3月期よりバーゼルⅢが適用され、最も安定度の高い資本が「コア資本」に一本化された。

リスク・アセット

金融機関が保有する資産（貸出金や有価証券など）を、その安全度に応じて掛け目を乗じ再評価した金額。

リスク・ウェイト

金融機関のリスク・アセット算出に際し使用する掛け目。資産の種類や格付などに応じ、0%～1250%の掛け目が適用される。

ALM

ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、おもに金融機関において活用されているバランスシート上のリスク管理方法。

適格格付機関

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

再構築コスト

現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。

証券化エクスポージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産。

証券化目的導管体

証券化取引を行う目的に限定して組織された法人、信託等の導管体のうち、オリジネーターや原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されたものを指す。

オリジネーター

原資産の所有者。

BPV

Basis Point Value (ベース・ポイント・バリュー) の略。金利リスク指標の一つで、すべての期間の金利が1ベース・ポイント (0.01%) 変化した場合における現在価値の変化額を表す。



洲本レトロこみち